

(配当還元価額の計算方法)

[Q18] 特定非常災害の発生後に取得した取引相場のない株式等を配当還元方式で評価する場合には、特定非常災害による影響は考慮されますか。

[A]

特定地域内に保有する資産の割合が高い法人（特定非常災害発生日において保有していた資産の特定非常災害の発生直前の価額（特定非常災害の発生直前における時価（相続税評価額））の合計額のうちを占める特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除く。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額の割合が10分の3以上である法人）の株式等を、特定非常災害発生日から同日の属するその法人の事業年度末までの間に取得した場合において、その株式等の価額を配当還元方式で評価するときには、評価通達188-2（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））に定める評価対象法人の「その株式に係る年配当金額」をQ15（類似業種比準価額の計算方法）の「1株当たりの配当金額」（その金額が2円50銭未満のものにあつては、2円50銭とします。）とすることができます。

【関係法令等】

災害個別通達10

措置法通達69の6・69の7共-4

評価通達183、188-2